

令和7年（2025年）10月（第12回）教育委員会会議

1 開催日時

令和7年10月24日（金）18：00～

2 開催場所

宇部市役所4階 教育委員室

3 議 題

- ・議案第11号 教育委員会の事務の点検及び評価について
その他の事項
- ・宇部市人権尊重のまちづくり条例について
- ・小中学校適正規模・適正配置計画について
- ・寄附の報告について

教育委員会の事務の点検及び評価について（令和6年度事業）

令和7年11月
宇部市教育委員会

1 はじめに

平成20年4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）の一部改正において、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが定められました。

本報告書は、この地教行法第26条の規定に基づき、令和6年度に宇部市教育委員会が実施した主要な事業について、学識経験者の知見を活用した点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を行い報告、公表するものです。

宇部市教育委員会では、今回の点検及び評価の結果を今後の事業施策に反映し、様々な教育課題の解決に取り組むとともに、学校・家庭・地域そして行政がそれぞれの役割を担いながら、より一層連携していくことで、本市の教育行政の総合的かつ効果的な事業展開を推進していきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 教育委員会における事務の点検及び評価について

(1) 点検及び評価の事業項目について

今回の点検及び評価については、「第2期宇部市教育振興基本計画」に掲げる4つの基本目標「子どもたちの夢・希望の実現に向けた学びと社会の変化に対応した教育を推進します」、「共生社会の実現とSDGsの達成に向け人と人が助け合い、支え合う教育活動を展開します」、「生涯にわたり学び続ける環境と地域ぐるみで子どもを支える体制を整えます」、「安心・安全に過ごせる質の高い教育環境を実現します」に基づき、教育委員会事務局の各課等が実施している53事業を対象として実施しました。

※担当課の名称は令和6年度での名称です。

【基本目標 1】 「子どもたちの夢・希望の実現に向けた学びと社会の変化に対応した教育を推進します」

- (1) 学力向上推進事業（学校教育課）
- (2) GIGA スクール構想推進事業（ 〃 ）
- (3) 指導体制の充実（ 〃 ）
- (4) 道徳教育の充実（ 〃 ）
- (5) 体験活動の推進（ 〃 ）
- (6) 読書活動推進事業（ 〃 ）
- (7) 体力向上に向けての取組及び健康教育の推進（ 〃 ）
- (8) 子どものスポーツ活動の推進（ 〃 ）
- (9) 保幼小連携教育推進事業（ 〃 ）
- (10) 小中一貫教育の推進（ 〃 ）
- (11) 宇部の精神（こころ）を知る事業（ 〃 ）
- (12) 伝統文化推進事業（ 〃 ）
- (13) 彫刻教育推進事業（ 〃 ）
- (14) 英語教育推進事業（ 〃 ）
- (15) キャリア教育推進事業（ 〃 ）

【基本目標 2】 「共生社会の実現と SDGs の達成に向け人と人との助け合い、支え合う教育活動を展開します」

- (16) 学校人権教育推進事業（人権教育課）
- (17) いじめ対策推進事業（教育支援課）
- (18) 特別支援教育推進事業（ 〃 ）
- (19) 通級指導教室推進事業（ 〃 ）
- (20) 支援ボランティア推進事業（ 〃 ）
- (21) ふれあい教室等不登校対策推進事業（ 〃 ）
- (22) 訪問型家庭教育支援事業（ 〃 ）
- (23) 省エネ等、環境教育推進事業（学校教育課）
- (24) 自然体験型環境教育推進事業（ 〃 ）
- (25) 環境教育連携推進事業（ 〃 ）
- (26) 食品廃棄物リサイクル推進事業（学校給食課）

【基本目標 3】 「生涯にわたり学び続ける環境と地域ぐるみで子どもを支える体制を整えます」

- (27) 文化財保護事業（学びの森くすのき・地域文化交流課）
- (28) 文化財活用推進事業（ 〃 ）
- (29) コミュニティ・スクール推進事業（社会教育課）
- (30) 学校教育支援活動ボランティア事業（ 〃 ）
- (31) 家庭教育推進事業（ 〃 ）
- (32) 放課後子ども教室推進事業（ 〃 ）
- (33) ふれあい運動推進事業（教育支援課）
- (34) 青少年の健全育成推進事業（ 〃 ）
- (35) 社会教育関係団体支援事業（社会教育課）
- (36) ユネスコ活動支援事業（ 〃 ）
- (37) 社会教育推進事業（ 〃 ）
- (38) 宇宙教育推進事業（ 〃 ）

- (39) 社会人権教育推進事業（人権教育課）
- (40) 図書館の運営事業（図書館）
- (41) 子どもの読書活動推進事業（ 〃 ）
- (42) 学びの森くすのき運営事業（学びの森くすのき・地域文化交流課）

【 基 本 目 標 4 】 「安心・安全に過ごせる質の高い教育環境を実現します」

- (43) 防災教育推進事業（学校教育課）
- (44) 通学路の安全対策事業（ 〃 ）
- (45) 交通安全・防犯対策事業（ 〃 ）
- (46) 小中学校施設耐震化事業（教育施設課）
- (47) 小中学校施設長寿命化事業（ 〃 ）
- (48) 小中学校適正配置の推進（教育総務課）
- (49) 就学援助事業（ 〃 ）
- (50) 特別支援教育就学奨励費扶助事業（教育支援課）
- (51) 奨学金給付事業（教育総務課）
- (52) 私立学校等教育振興事業（ 〃 ）
- (53) 学校給食施設整備事業（学校給食課）

(2) 点検及び評価の実施について

点検及び評価の実施については、上記(1)で対象とした53事業の「取組目標」、「取組結果」、「決算額」、「今後の課題と方向性」等に基づき、事業毎に定めた「令和6年度取組目標」に対する達成度について、また、「第2期宇部市教育振興基本計画における目標指標」に対する「令和6年度実績値」について、教育委員会が自己評価を行い、その後、評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する大学、PTA等の関係者に依頼して2回の会議を開催し、対象事業の取組結果等の説明を行い、意見を聴取しました。

(3) 評価方法について

評価の方法については、結果を客観的に判断するため、目標に対する取組結果を検証し、次の4段階評価としました。

- A：目標に対し結果が、100%以上達成できたもの又は計画を上回り進捗
- B：目標に対し結果が、80%以上のもの又はほぼ計画どおりで順調
- C：目標に対し結果が、50%以上のもの又は一部に課題はあるが概ね順調
- D：目標に対し結果が、50%未満のもの又は全体的に遅れている

(4) 点検・評価調書について

別紙のとおり。

(5) 学識経験者の知見について

今回の点検及び評価にあたり、学識経験者4名から聴取した意見等の概要については、次のとおりです。

① 点検及び評価の全般について

- ・事業全体の評価として、子どもたちのために質の高い教育が提供されている。
- ・学校教職員や教育委員会への負担が多く、教育現場のさらなる効率化・最適化が求められる。
- ・子どもたちの未来を見据えて教職員・教育委員会が一丸となり、地域と連携しつつ、教育力を上げる必要がある。

② 事業毎の意見等について

- ・No.1-1-1「学力向上推進事業」について、CBTを実施し、早い段階から学力課題を把握する取組は画期的であるため、継続して取り組む必要がある。
- ・No.1-1-3「指導体制の充実」について、部活動指導員や教員業務アシスタントによる教職員のさらなるサポート体制を充実して欲しい。

- ・No.1-3-1「体力向上に向けての取組及び健康教育の推進」について、ネット依存やゲーム依存の治療は自然の中で体を使い、心を回復するものが一般的なものであるため、スポーツ活動などの取組もこの事業と連携することで良い循環が生まれる。また、保護者のメディアコントロールへの考え方が大きく反映される部分もあるので、家庭でどのようにメディアコントロールを進めていくか、検討していく必要がある。
- ・No.1-4-1「保幼小連携教育推進事業」、No.3-2-3「家庭教育推進事業」について、未就学児の子ども達への支援や幼少期の教育が、今後のその子どもの人生を大きく左右するものであるため、充実させるべき取組である。
- ・No.1-4-2「小中一貫教育の推進」について、適正規模・適正配置を進める中での各学校の取組を考慮すると、評価が厳しいため評価をあげて良い。
- ・No.2-1-2「いじめ対策推進事業」について、アンケートを回答する際に周りの目を気にする児童生徒もいるので、タブレット等を活用したICT化をアンケートに導入し、児童生徒の回答しやすい環境を整える必要がある。
- ・No.2-2-4「ふれあい教室等不登校対策推進事業」について、学校に行けない児童生徒やその保護者に対し、福祉ふれあいセンターに開設している「ふれあい教室」への通室を利用しやすくするため、引き続き周知に努めて欲しい。
- ・No.3-2-4「放課後子ども教室推進事業」について、大人が遊びの仕掛けを作れば、子どもは一生懸命遊び、体力向上が図れるため、引き続き、体験型事業として充実した活動ができるようサポートして欲しい。
- ・No.3-2-8「ふれあい運動推進事業」について、目標指数が取組に対して評価が出にくいものとなっているため、今後は変更を検討する余地がある。指数は「人数」ではなく「件数」に変更しても良いと考える。

（６）今後の取組等について

今回の点検及び評価において、学識経験者からいただいた多くのご意見を参考に、各事業の更なる改善を図り、市の教育行政がこれまで以上に充実するよう取り組んでいきます。

寄 附 (9月分)

令和7年10月24日 報告

寄附年月日	寄 附 者	金 額 等	趣 旨 等
令和7年9月1日	匿 名	5,000 円	交通遺児のため として (平成24年度から通算161回目)
令和7年9月22日	株式会社 山口銀行 東新川支店 支店長 福島 幹男	60,000 円	市内小中学生のため として